



第**2**章

---

基本的な  
考え方

# 1 計画の目的

さいたま市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

# 2 計画の基本理念

男女共同参画社会の形成には、男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要であるため、次の基本理念のもとで計画を推進します。

ひとひと  
女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい  
ともに生きるさいたま市の実現

# 3 計画の目標

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の第3条（基本目標）をふまえ、9つの目標を設定し、施策・事業を展開します。

- 目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり
- 目標Ⅱ 女性に対する暴力のないまちづくり
- 目標Ⅲ 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり
- 目標Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- 目標Ⅴ 家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり
- 目標Ⅵ 男女が経済的に自立し、働きやすいまちづくり
- 目標Ⅶ 男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり
- 目標Ⅷ 国際社会の一員として国際的協力をすすめるまちづくり
- 目標Ⅸ 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

# 4 計画推進にあたっての市・市民・事業者の役割

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、協働して計画の推進にあたることと定められています。この計画の推進にあたっては、市・市民・事業者はそれぞれ次の役割を担うこととします。

## 市

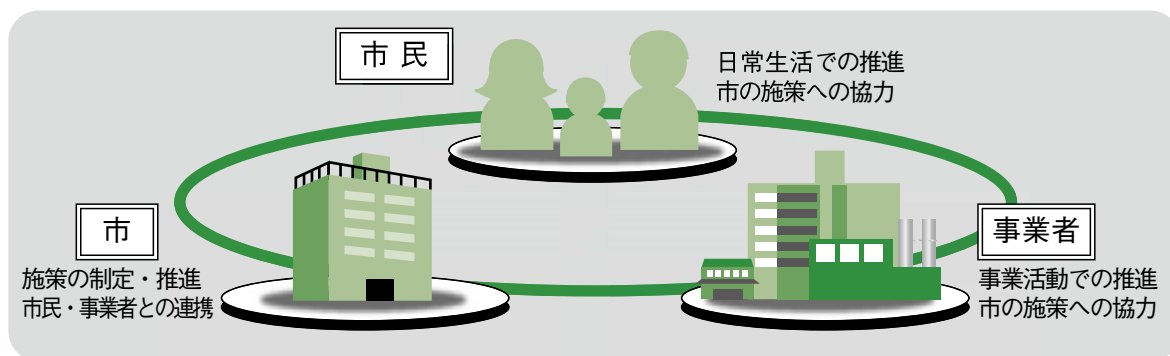
- 市民や事業者、市職員に対し、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目標の浸透を図るとともに、市民や事業者の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進すること
- 市民が一人ひとりの能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような社会環境や条件の整備をすすめること
- 埼玉県や国などとの十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで、男女共同参画のまちづくりに向けた施策を実施すること

## 市民

- 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めること
- 固定的な性別役割分担意識\*を見直し、家庭生活や職業、地域活動などにおいて、権利と責任をともに分かち合うこと
- 男女共同参画のまちづくりに向けた、市の取組について理解し、積極的に活動に参加すること

## 事業者

- 地域社会の一員として、条例の趣旨などにのっとり、事業活動において、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めること
- 男女共同参画のまちづくりに向けた、市の取組について理解し、積極的に協力すること

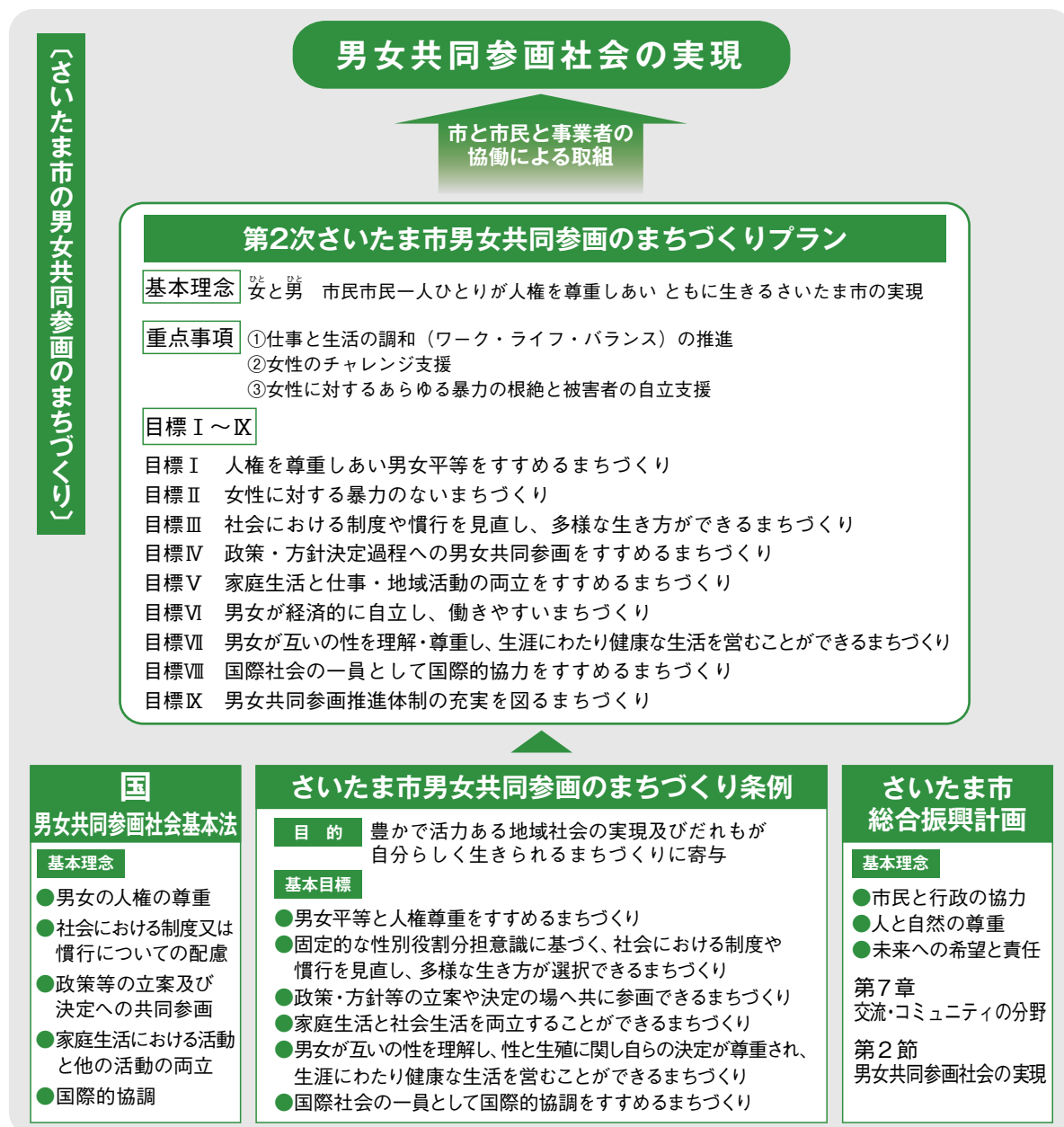


### \* 性別役割分担意識

一般的に、「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性をはじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方をさします。

# 5 計画の位置づけ

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条に基づく基本計画です。  
また、「男女共同参画社会基本法\*」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。



**\* 男女共同参画社会基本法**  
平成11（1999）年に制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団体及び国民の責務が明記されています。

## 6 計画の期間

第2次プランの期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するため、5年後に必要な見直しを行います。

平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
計画期間				
				計画見直し

## 7 計画の推進について

次の5つの点に留意して計画を推進します。

### さいたま市男女共同参画推進本部

計画に掲げられた施策・事業を総合的かつ効果的に推進するために、全庁的な推進体制のもとに関係する各局区が連携して取り組みます。

### 指標（数値目標）の設定

計画を推進するための指標（数値目標）を設定します。

### 年次報告の作成と公表

毎年、数値目標の達成状況と各施策の実施状況を把握し、男女共同参画のまちづくりの推進状況と施策の実施状況を公表します。

### さいたま市男女共同参画推進協議会

市長の諮問機関として、男女共同参画推進協議会が男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査・審議した結果を施策に反映させます。

### 事業・数値目標の見直し

法制度の整備や事業の進捗に伴う新たな取組の追加、数値目標の見直しなどについては、計画期間の途中であっても、必要な対応をしていきます。